

戦時利得税の永續性 (二、完)

神戸 正雄

第二段 理論討究

其一 改造當否

(甲) 利得税一般

進んで理論上より之を考ふるも、(一A)一寸見ると戦時税を平時税に直すといふのは詞自身に衝突があるやうで、恰も男を女に直すといふが如く出来ないことの如くである。けれども(一)實際にても既に此迄、平時税を戦時税に引直したことは例の少からざる所であり性質上出来ることと考へらるゝ以上(註四)、戦時税を平時税に直すことが出来ぬといふことはない。其事が詞の如何に拘らず出来ることである。(ろ)加之凡そ租税なるものが臨時税より起つて經常税になつたこと(註五)から見ても、戦時の利得税を平時の經常税に改めることは少しも不思議なことでない。(は)むしろ凡へて經常税といひ臨時税といふのも、性質上の區別といふよりは國法取扱上の區別と見るべきものに過ぎぬ。²¹⁾(B)或は一旦戦時税と定めながら之を改めて平時の經常税とするのは公約に反するもので、國家として爲すべからざる不正事である。正義を維持すべき國家自ら之を侵すのは不都合とも考へらるゝ。併し國家は何も戦時利得税を定めるに當て、平時には此種のもの

21) Walcker, Fw. S. 35. Staatsmann a. D., Fw. S. 211. Rau, Grundsätze der Fw. 5 Aufl. I. S. 446.

行はずとは約しない。單に不取敢戦時中又は戦後若干期のことだけを規定したに過ぎない。他日平時になつて更なる必要に應ずる爲めに、更めて之を課するに於て何の遠慮するを要せぬ。少しも公約に反せず又正義を破らない。(二)A)而して此戦時利得税は實は多く戦争の爲めに生じた利得に課するものといふのではなくて、むしろ戦時に生じた超過利得に課するものである。戦争の爲め生じたのと他の原因より生じたのとを問はず課せらるるものであるから(註六)、此點から見れば戦争が止んだからといふて此税の存在理由が全滅する譯はない。少くとも戦争以外の原因より生じたものだけにつきては殘存し得る譯である。(B)加之戦争の爲めに生じたものにつきて見るも之に課税するのには一の景氣及好運利得に課するといふ意味がある。其點からいふと斯かる景氣及好運利得は戦時に於て戦争によるものゝみならず、平時にもあり得るものである。彼を課する爲めに戦時に之を起したならば、之を殘して廣く平時の同種利得を課しても良いといひ得る。(註七)。(C)且つ夫れ此戦時中は何國にても物價の大騰貴で、戦前よりは倍以上になつて居る。其點から見ると戦時年の利得が戦前年の其に若干額を加へたるものを超過したからといふて、必ずしも所得者にとりて實質上に所得増加ありといひ得ず、給付能力の増加ありともいへない(註八)。其にも拘らず敢て此利得税を設けた以上は、戦後になり物價平準し、貨幣價値が略ぼ安定を得、一兩年間では大したる變化のないときになれば、所得者に於て前年よりも増加したる所得をもつことになれば、其に給付能力の増加ありと認めて特別課税することか少しも過當とはいへない。此事は獨り所得改良税の場合のみでなく、推して財産増加税につきてもいひ得る。

(註四) エーベルヒは曰く、今日も尙ほ臨時税が或は既存税を一時、臨時的に引上ぐることによつて行はれ得ると。²²⁾

(註五) エーベルヒ、ロツシアー。特に羅馬に關しブアイフアーは曰く、五世紀の終に初めて經常税が生じ、其迄は唯だ臨時税のみであつた。²³⁾

(註六) 日本のも然るが、特に英國のにつきてはアンダーヘー、スネリング、サンダース、モンゴメリー、ラングドン²⁴⁾

一尙ほ特にラングドンは戦争の存在のみに歸すべき利得に課する税は計算及配當に困難を生ずといふ。ブレインも亦此困難を認む。²⁵⁾

(註七) 此歎氣及好運利得には多少努力の結果を伴ふを免れぬ。之に課税するのに僥倖分子のみに課することは六つかしい。努力分子斟酌を爲し得るだけでは之を爲すが、其技術上困難なるだけでは一緒に課する。又一體人の努力といつたとて全然人の力のみ働さはいへない。其に外界の援助が加はる。其れ故に所謂努力の結果なりとて、其結果を全部國家に取上げざる以上は、即ち一部又は一小部取上に止まる限りは怨すべきである。否なむしる當然である。況や努力と僥倖との結合したる結果に於てなやである。

(註八) ブレインは此超過利得が物價騰貴點から全く人工的なることを説く。²⁶⁾

(乙) 各種利得税

斯く此税を平時税に直すことは差支ないとして、其儘引直す譯には往かない。改造を要するようになるが、其につけても財産増加税であるか所得改良税であるかによつて難易があり又當否につきての異論を生ずる度合が異なる。(一)財産増加税の戦時利得税であれば、平時へ移すことは全く容易なるのみならず、殆んど別に異論はない。此が既に獨逸では平時税としても計畫された程であるから。併し日本の如く現に所得税に基く戦時利得税を有つ國では之に乗代ることは決して容易ではない。之に乗代はる爲めには、先つ以て獨逸の如く財産税を有ち、暫らく之に慣れてからで

22) Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 189.

23) Eheberg, ebenda. S. 188-9. Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. I, S. 286.

Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 5.

24) Underhay l. c. p. 75. Snelling, l. c. p. 17-8. Sanders, l. c. p. 1. Montgomery,

ないとは行はれ難い。うまく行はれぬ。一足飛に日本で財産増加税を行ふ譯にも往くまい。予も亦之を行ふに躊躇するが、併し此税は(註九) 多少の決點はあるにせよ、全體上良き税で(註一〇)、土地増價税の完成(註一一)といふへく、又直接制度の完成に於ける有力なる進捗者ともいふべきものであるから、思ひ切つて直ちに之を採用するも一策であらう。急激改革を辭せざる人は之を選むであらう。

(註九) 財産増加税は獨逸では夙に一九〇九年の財政改革の際に普國の代議士デアウインによつて初めて提唱されたといふが、實は是より先き一八九七年のシェフラーの租税論の中に詳しく説明はないが、回期的財産増加は經常税の外に、特別増價税にて課税せしむること論説して居る。佛國では一九一〇年六月九日代議士シアバルが此税案を提出したといふ。²⁹⁾

(註一〇) 此税には長短がある。

(A) 長所——(1) 給付能力に適應する。即ち各人の財産増加は彼の經濟上の地位を高めることによつて、彼に快感を感じしめ其財産の不動なりしもの又は減退したるものに比して、切に之を感じしめ、隨ふて特別なる給付能力を生ずる。其を課税するのが至當である。ケッペは之につき主觀的給付能力大なる者に一層大なる課税を爲すの考の精簡を此税にて利用したといふ。³¹⁾
 (2) 所得増加税に比較して見ると、其にあつては根源不明なる財産増加、³²⁾ 一時的不規則的に入るもの(投機利得の加き)并に現實の貨幣にて入らざる價值(土地増價利得)の如き給付能力を見逃かす缺點のあるのに、(ケパールトは之に關して曰く、營業的投機利得を所得税に入らざるべきが全く一八九一年の舊法の原則に一致することは疑を容れないが——機會的投機利得は別であつて、此は事實上所得でない。——投機利得の計算は課税上不公平に導く) 財産増加税では此を凡へて捕捉するを得ることになるの利がある(獨逸の財産増加税では左のものを含む。(a) 相續法上の名義によるもの及贈與(b) 投機及當議利得又は其他の僥倖によるもの(c) 各財産物體の價值騰貴によるもの(d) 貯蓄によるもの)。³³⁾

3) 時に戦時財産増加税につきていふに、若し之を戰爭の爲めに生ずる利得に課税するものとすれば、實は所得税の如く

27) Ruck, a. a. O. S. 62.

28) Köppe, Die Reichssteuerreform von 1913. (Finanz Archiv. XXXI Jg.) S. 282. ²⁹⁾ Schäffle, Steuern. I. T. S. 437.

30) Landry et Nogaró, La crise des finances publiques en France, en Angleterre

年を取るものでは可くない。或年に戦争で儲けても次の年 同戦争にて失ふことになるかも知れない。戦争が全く済んで初めて各人に對する戦争の經濟影響が定まる。其からいふと財産増加税にする方が所得増加税よりも勝る。(獨逸にて一九一五年八月二十日の帝國議會の決議にも、此税の徴收は戦争の終結後初めて生ずるを得べし。何となれば此時に初めて戦争が關係者の爲め齎したる財的効果を概觀することを可能とするからといひ、藏相(ヘルフェリツヒ)の此税の説明にも此と略は同様の詞がある。)

(B) 短所——(1) 此税には各人の貯蓄心を抑え浪費を勧め、國民財産の増加を妨げる嫌がある。——尤も此は國民の道義心の状態に係ることで、必ずしも常に斯かることになるとはいへない。國民の精神状態が幸にして堅實であるならば、斯かることをなすを得るか、少くとも其弊の小なるを得る。各人の増加財産の全部を取れば知らぬこと、其一部を取るに止まる以上は、必ずしも各人の利己心を全然麻痺せしむる程のことなく、各人をして自己の爲めにも相當の貯蓄を爲さしむるを得るであらう。

(2) 人民の負擔の關係からいふと、義務者にせりては收得ありてより後、税の徴收が早く來れば來るほど一層軽く且つ進んで擔ふこととなる傾がある、此點から見て一年毎に取る所得改良税に比し、數年毎に取る財産増加税は一層重く且つ意に反して取らるゝ傾をもつ。——尤も此は程度問題であつて、根本的の故障ではない。

(3) 負擔と徴税便宜との點から見て、財産増加税であるに獨逸の例によるも、數年毎に前後の價値を比較して差額に課することになる。随つて現實に賣却して換貨されざる静止状態の財産にも課税されることになる。其につき此が價値の評定の困難なるを、義務者をして納税を苦痛とせしむる傾とがある。所得改良税なれば主として義務者が或現金を前よりも多く得たのに課するから、彼も負擔し易いが、此財産増加税の方は義務者に於て假令財産状態が良くなりたりといへ、其が現金化されて居らぬものにも及ぶから、快感程度も弱く、其を以て特別の給付能力の發生といひ得る程のものに疑がある。(シアンツが土地課税に關聯していふのに、人が租税を、可作的なる即ち未だ現金化されざる利得の上に設けんとすれば、成功しないであらう。或發達する場所の附近にて土地の間々急速に増進する價値を評定することは常に多費にして頗る不確なる

32) Buck, a. a. O. S. 2. 33) Gebhard, Die Heranziehung der Spekulationsgewinne zur Einkommensteuer. S. 29-30.
34) Riess, Die neuen Steuer- und Stempelgesetze. Wehrbeitrag. Besitzsteuer. S. 47. 35) Bamberger, a. a. O. S. 23, 26.

事である。而して被税者は其現金化されざる價值を課税せらるゝことを常に壓迫的に感ずるであらうと。ゲバールトも亦投機課税につきていふのに、投機物體が賣却されざる以上は、投機取引は未だ完成しないと³⁸⁾。——尤も此は辯解することが容易である。評價困難といふことは此税に限つたことでなく、色々の既存税にも共通のことであり、此あるが故を以て此税採用を躊躇するに及ばぬ。義務者納税の苦痛も相續税など、同様に種々なる納税便法を與ふることに依つて緩和することも出来るし、義務者の注意によつても納税用意が出来、場合により納税の爲め此財産の一部を賣却せざるを得ざることもなつても其は結局社會の中の何人かを買取つて利用することにもなるから、國民全體からは憂ふる程のことではない。而して現金化されざる財産の増價によつて義務者の感ずる快感が現金化されたるもの、其よりも弱きことは確かであるが、併し全く此が生ぜぬといふことは正常人にはあり得ない。矢張り増價をもたぬ人、減價を見た人に比較して特別の給付能力ありといひ得る。此が税を幾分輕易とするのは至當かも知れぬが、其を否定するのは不當である。

(4) 財政收入上より見て、財産増加税であるを數年毎に取らるゝことになり、所得改算税に於けるが如く年々國庫に收入が來らず、隨ふて國庫が未收の間は公債によつて經費を支辨しなければならぬ。利子の損失を被むるといふ不利がある。——此は確に一の缺點ではあるが、併し根本的のものではない。怒するに足る。

(5) 特に戦争によつて利得したるもの(例之軍需品供給者の利得)の如きは速かに取るのが得策である。然るに財産増加税であると結局何等が一旦得たものも永年の間に例之三年後に至て彼自らの過失放漫又は戦争外の災難(例之、火事、水害、負債者の支拂不能、相場損失、輕辛なる投機に依る損失、自己の大なる消費に依る損失)の爲めに喪失してしまへば、最早課税されぬこととなる⁴⁰⁾。而も戦争利得の如きは兎角投機や浪費に向けらるゝ危險が大きい。併し彼等が戦争によつて得たもの、如きは是非とも戦時需要の爲めに徵税したい。其からいふと所得改算税の如く一年々々々取る税の方が一層其目的を達するに確に其通りである。併し特に戦争によりて利したといふのでない者には左程迄追求するに及ばぬし、特に平時税になれば、此點は左迄重大でなくなる。

38) Schanz, Die Baustellensteuervorlage. (Finanz Archiv XV Jg.) S. 344. Gebhard, a. a. O. S. 30

39) Bamberger, a. a. O. S. 28.

(註一) ケッペは曰く、土地増價税の考が之によつて想像すべき最大の概括を受けたるのみならず、同時に本質的に深刻なるものとせられたる。⁴¹⁾

(二) 日本を初めとして多くの國々の如く所得改良税的の戦時利得税であると、之を戦後にも改造繼續するかには大に異論がある。

(A) 否定論からいふと

イ 財政收入上——(1) 戦争中なればこそ軍需關係よりの異常なる所得増加もあり且つ物價騰貴の結果たる所得増加もあつて此税により可なり大きな收入を擧げられたが、平和となれば急速に増加し且つ大なる所の利得は稀であり、到底之によつて大した收入額を擧げることが出来ない。⁴²⁾ (2) 勿論好景氣の年には此收額が可なり大きからうが、不景氣の年には大に減少するを免れず、結局國庫收入の動搖の烈しいといふ缺點をも有つ。⁴³⁾

ロ 負擔關係上——(1) 加之前年度よりも今年度の所得増加といふが、其は俸給等の如く動搖の少きものよりも、主として商工業所得の如く動搖の大なるものに係る。然るに斯かる動搖の大なるものは或時は大なる所得を擧ぐるも、他の時は小なる所得を擧げ、更に他の時は損失、時として大損失をも見るの故に、殆んど不動なる所得を有つ者よりも一層給付能力の乏しき譯である。⁴⁴⁾ 其れを偶々或年に前年よりも大なる所得を擧げたるの故を以て、特別課税するのは不當である。此を特別課税するならば、損失した場合又は前年よりも減收の場合には、國庫より補償されなければならぬことになる。其が出来ぬとなれば、前年よりも増加したる場合に特別課税をせぬが良し

41) Köppe, a. a. O. S. 289.

42) Buck, a. a. O. S. 8.

43) Buck, a. a. O. S. 10.

といはなくてはならぬ。(2)或は又此に二の事業があつて甲乙とし、現課税年度に同一額の所得例之三千圓を挙げたりとし、併し前年に甲は二千圓、乙は千圓といふ如く別異なる所得を挙げたとして、此税をとるとなれば、乙は其二千圓につき、甲は千圓につき課税さるゝこととなり、而も累進率にでもなれば、乙には甲に對するよりも絶対的にも相對的にも大なる税を課することになる。然るに甲は前年中、乙よりも一層事業が盛大を致し、隨ふて事業の基礎一層確實であり、而も現年度に乙と同額の所得を舉げて居る。其にも拘らず乙よりも一層軽い税を負ふて済むといふのは不公平ではないかと思はるゝ(註二二)。併し此等の反對論には

(註二二) 此事はアダムスが戦時利得税につき例示して居る所である。⁴⁵⁾

(B) 肯定論を以て答ふることが十分に出来る。先づ右の

(イ) 否定論に對する辯駁——として(1)其財政上の收額の小なることを以て、直ちに本税を否定するは當を得ぬといはなければならぬ。勿論此税の收額はさう大したものではなからう。又不景氣の年の如き頗る小なるものかも知れぬ。併し一國の經濟が全體上進運に在る以上は、凡へての人々が所得を減少しつゝあるが如きことは餘程稀なことであつて、假令一大部の人々に減所得といふことがあつても、必ず一部の人々には所得の増加があり、其の之あるだけに於て此税の收額があり其收額が全減するなどいふことは斷じてない。而して假令此が收額は小であつても給付能力の根本原則に訴へて取るべき所以のものがあるならば、之を取ることを躊躇すべきでない。收額の小なる税は他に例がある。此のみを責むるには當らぬ。又不景氣の年に小收額といふことは

44) Buck, a. a. O. S. 9.

45) Adams, The income and excess-profits taxes. (Financial mobilization for war.) p. 111.

あるにせよ、好景氣の年に大收額を擧るの利もあり、特に日本にて之を行ふとして、其基礎税たる所得税を改めて統一主義とするならば(註一三)、特に獨米の如く自然人にても法人にても重復課税主義にでもするならば一層のこと、年々可なりの收額を擧ぐる事が出來やう(註一四)。(2) 收額動搖といふことをいふが、其も心配には及ばぬ。收額動搖の少きに越したることはないが、今日の澤山の税の中で一つや二つ收額動搖の大きなものがあつたとて、之を以て財政を案排するに大して困難なことはない。(3) 特に商工業所得の動搖の大なることは事實であり、其の時に前年よりも減少し又は損失を見る場合、當事者には洵に氣の毒であるが、租税は凡へて斯場合を顧慮するものではない(註一五)。租税に在つては其法定條件の備はりし時だけを見るので、其備はらざる所の前記の場合の事は各人の平生の用意と、國家社會の救濟施設關係とに屬する。そして其の前年よりも所得の多かりし年は、少くとも其年には當業者に確に快感があり、自然、其大所得中より他日の爲めの準備を爲し又は生活改良を計り、間々浪費をも爲すことになる、此場合に當り特別の給付能力ありと認めて特別課税を爲すこと敢て不都合でない(註一六)。(4) 又論者の擧ぐる不公平負擔の例も實は眞の不公平ではない。此税は各人の經濟狀態の長くなりたる程度に應じて給付能力の大小を計つて取るもの故、千圓のが二千圓に上ばつた方が二千圓より三千圓に上ばつたよりも、一層當事者の快感が強いと認めたに外ならぬ。之を株式會社の株主として見ても、株價が三倍になつた方が二倍になつたのよりも一層有利、一層愉快なりとの感を有たざるを得ぬ。其から見て少しも夫の課税は不公平でない。從來二千圓の所得を擧げて居る方は、一層事業の基礎が堅いか

ら、同じ現年度の三千圓の所得に對しても一層大課税を爲して可なるが如くであるが、其に對しては既に前年度中に其二千圓に應じたる大なる所得税が課せられて埋合せは附いて居る。其を今重ねて此に問題にするに及ばぬ。

(註一三) 獨(其模型として普及米は自然人の所で株の配當其他をも凡へて所得税の統一課税を行ひ、別に會社に對しても所得税を課する。佛、澳は自然人の所に凡へての所得を集めて課税し、會社にては所得税を課せざることをす。尤も米國にては會社利得はノルマルタキス(比例)は會社のみにて課税され、サイタキス(累進)は自然人の處にて配當所得として他の所得と共に統一課税さる。自然人の納むるノルマルタキス(比例)にては配當を除き計算す。

(註一四) 分裂的に各種所得に就き別々に課税すれば、或種の所得は増進せぬが、他種の所得に相當の増加があつて此方より相當の收入の擧げらるゝのに、之を統一課税にすると兩者平準せられて所得の増加を見ず爲めに此所得改良税の收入なしといふこともあり得る。併し實際に於ては爾かく平準無増加といふが如くに組合せの行はるゝことは稀有のことであつて、矢張り世の中には所得の増加を見る如きものを割合に多く持つ者が少からずあつて、相當の收税額を生ずるし、特に各箇人に就きて統一所得課税を行ふとなれば、他面富の集中の勢の増長することがあつて、假令世が不景氣で諸の各放資物體の収益は減少又は不動であつても、尙ほ人々の全所得は若干の増加を見らるゝことがあり得る。夫の平準せられて收税額の減少するの資本の集積によつて收税額を増加するの何れか強きかは一概にはいへないことであるが、少くとも後者の強きことのあり得ることではある。或は種別課税と統一課税とを並行させるのが最得策かも知れない。

(註一五) シェフレーは曰く、景氣及僥倖利得は景氣及僥倖損失の場合に補償を與ふるを正當とするの故に、課税してはならぬといふ反對論(景氣及僥倖利得課税に對する)は最弱きものである。此利得は一度は臨時の所得で之を僥倖によつて得た(とすれば其を見て課税さるへきて、後日になつて)更らに其を失ふことがあるかも知れぬが、之が課税に於いては何等其に特別の願慮を行ふべきものでない。⁴⁷⁾

46) Preussisches Einkommeneuergesetz. (Finanz Archiv, XXIII Jg.) S. 582 ff. Holmes, Federal income tax. p. 36. 125. 264. 555-6. Szombathy, Die neue Einkommensteuer. S. 13. Bocquet, L'impôt général sur le revenu. p. 31.

47) Schäffle, Die Volkswirtschaft. S. 100.

(註一六) 之につきモルは曰く、所得の低下したる者は今や節約に迫まらるゝことになるのに、其増加したる者は從來小なる欲求に慣れたるに、其新大所得によりて初めて家計を擴張するを得ることになつた。⁴⁸⁾

(口) 積極的主張としては——1) 右の(1)の(3)にて説けるが如く前年よりも所得増加を見た場合には特別の給付能力ありといひ得るの故に之が税を課して然るべしといふことの外、2) 戦時利得税が既に戦時中数年間引續き、戦争によつて生じたる利得のみならず其外の原因に出でたる利得をも併せて其前年よりも増加したるだけに於て課税して來て居るのに、今之を撤廢することゝなるに従來課税の公平のあつたものとすするならば、此に新なる不公平を生ずることになる。其不公平なものならば之を廢する方が一層公平を得る所以であるが、公平なものならば其を廢するのは都合といふことになる(註一七)。

(註一七) 此はデユラートが戦時利得税の採用につき曰へるものを裏から見たのである。彼は曰く、此超過利得税に含まれる不公平の或度がある。即ち投資者の多くの者は近年の大儲に基く高い價にて會社の株を買ふた。其或者は而も頗る小資の人である。然るに會社が戦前に爲せる所を超過したる所得の大部分を租税にて取らるゝことになれば、彼等の所得及其株の市價は大に減することにならうと。⁴⁹⁾——此反面からいへば此税が廢せらるれば、其によつて特に課税せられたものは負擔を失つて都合が良過ぐることになる。勿論之を維持するものとすするも、所詮平和時には税の仕組を改めなければならぬから、直ちに右の説の裏を説く譯には往かない。

其 二 改造 方法

で戦時利得税は改造維持を要むべしとして何うするか何う改造するかとなれば、獨逸の如く財産増加税に依るものは簡單であるが、日本等の如く所得改良税に依るものは多少改造が面倒であ

48) Buck, a. a. O. S. 8-9.
49) Durad, Taxation versus bond issues for financng the war. (Financial mobilization for war), p. 36.

る。此が方法につき今細かに説くの暇を有たぬが、試みに日本につきて若干の主要なる希望を述べると

(一) 先づ以て所得税からして改造して種別課税より統一課税に進ましむることが根本的の要求である。此が確立しないと、所得改良の場合の各人の快感とか、給付能力の發生といふことは全く虚偽假定に止まることになる。此は是非とも此際之を行ふべきである。所得税其ものゝ問題として必要なことであるが、此戦時利得税の改造からいふても重要である。

(二) 此税其ものに於てはA) 凡べての所得を網羅することを勸むる。現在第二種所得を免税するが其には及ばぬ。又現在の戦時利得税の如く俸給給料等の人的所得を除外するにも及ばぬ(註一八)。B) そして又現利得税では現年所得の戦前所得に其二割を加へたるものを超過する所に課税するが(註一九)。併し之を平時税に改めるとすれば、其の斟酌は入らない。其を物價騰貴の斟酌とするとしても、最早物價なども平時になれば戦時の如く異常騰貴の傾向といふことはなくなる。此に物價騰貴があつても其は比較的小なるものとなり、時に下落することも生ずる。一々其を租税問題に計算することは出来ない。又通例も之を行はない。戦時税としては兎に角、平時税としては之を斟酌せずして良い。而してC) 免税點の三千圓に至ては平時となればもつと低下して良い。

(註一八) 此點米國にては異なる。其戦時利得税法には凡へての Trade and Business より生ずるものがあるが、此中には professions and occupations を含むを解せられ、俸給より所得を引くものも此中に入れることになつて居る。⁵⁰⁾

(註一九) 英國は日本の二割といふのに代ふるに、二百磅を以てして居る。現年度にて此税を課せらるゝ事業より生ずる利益が利益の戦前標準を二百磅以上超過するだけに課するものとす。米國は課税年の純所得より、戦前期中の事業の年所得の

50) Holmes, Federal income tax: p. 504. 508.

平均額が戦前期の投下資本に對してありたると同一步合の課税年の投下資本に對する額、然乍ら課税年の投下資本の七%よりは少からず九%よりは多からざるものを控除し(以上は投下資本をもつものゝみに關す)更に内國會社は三千弗、内國の組合、箇人は六千弗を控除(此は投下資本を有つものにもなきものにも關する)したるものに課税する。⁵¹⁾

結 論

要之戦時利得税は之を平時税に改造することが必ずしも不能でなく、又改造するに於て相當の理論上の根據を備へ得る。其の特に日本の如き所得改良税のものには反對論はあるが、其も打勝つへからざるものではない。唯だ平時になりては戦時ほどに其大収入を望むことは出来ない。特に不景氣年などには収入極めて少く、隨ふて戦後の大需要に應ずるに於て主要のものたる資格は之を缺くが、併し尙ほ他のものゝ外に一の方便とはなり得る。小収入源であるからといふて棄てたものではない。其他に財政上収入の動搖の大いといふ缺點もあるが、此とても恕するに足る缺點で、何れの税にも多少此種の弱點ある所でもあるから、其あるの故に躊躇するに及ばぬ。皮的相的には不公平にも見ゆるが、眞實は却て公平課税の趣旨に適合する。平時税としてはむしろ財産増加税の方が所得改良税よりも良い。或は二つ併せ行ふも一策ではあるが、日本などでは直に之を採る譯にも往き難いから、暫らく先づ所得改良税にて満足する外なからうと思ふ。

51) Gully, l. c. p. 9. Holmes, Federal income tax. p. 527-8. 529-30.